



中国自一第355号

中国自二第239号

平成28年12月20日

公益社団法人 広島県バス協会長 殿

中國運輸局長



「道路運送法の一部を改正する法律」(平成28年法律第100号)の施行等に伴う  
中国運輸局公示の一部改正について

標記法律の施行等に伴い、下記の公示を別添のとおり改正し公示したので、貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

- ・「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
- ・「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について」
- ・「特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準及び標準処理期間について」



中国運輸局公示第59号

## 公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」  
(平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号)の一部を別添新旧表のとおり改正したので公示する。

平成28年12月20日

中国運輸局長 鵜沢 哲也

○「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事業の審査基準について（平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号）」の一部改正に係る新旧表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>制定 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 69号      改正 平成19年 8月10日 中国運輸局公示第 61号      改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 40号      改正 平成21年 9月30日 中国運輸局公示第 73号      改正 平成22年 8月24日 中国運輸局公示第 41号      改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第 87号      改正 平成28年12月20日 中国運輸局公示第 59号</p> <p>公 示</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事業の審査基準について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請について、道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成18年9月29日</p> <p>中国運輸局長 神谷 俊広</p> <p>記</p> <p>1. ~8. (略)</p>	<p>制定 平成18年 9月29日 中国運輸局公示第 69号      改正 平成19年 8月10日 中国運輸局公示第 61号      改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 40号      改正 平成21年 9月30日 中国運輸局公示第 73号      改正 平成22年 8月24日 中国運輸局公示第 41号      改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第 87号</p> <p>公 示</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事業の審査基準について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請について、道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項に定める基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成18年9月29日</p> <p>中国運輸局長 神谷 俊広</p> <p>記</p> <p>1. ~8. (略)</p> <p>9. 法令遵守 (略)      (1) ~ (2)      (3) 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職位又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の①から④までのすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。      ① 法（昭和45年法律第75号）、タクシー業務適正化特別措置法（平成元年法律第83号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日以前3ヶ月間及び申請日以後に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となる事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。      ② および③ (略)      ④ 申請者等が、一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消しを受けた事項が発生した当時現に</p>

運行管理者であつた者であつて、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行  
管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

10. ~13. (略)

附 則 (平成18年9月29日) 附 1. ~2. (略)	10. ~13. (略)
附 則 (平成19年8月10日) 附 1. ~2. (略)	附 則 (平成18年9月29日) 附 1. ~2. (略)
附 則 (平成20年6月30日) 附 1. ~2. (略)	附 則 (平成19年8月10日) 附 1. ~2. (略)
附 則 (平成21年9月30日) 附 1. ~2. (略)	附 則 (平成20年6月30日) 附 1. ~2. (略)
附 則 (平成22年8月24日) 附 1. ~2. (略)	附 則 (平成21年9月30日) 附 1. ~2. (略)
附 則 (平成26年1月27日) 附 1. ~2. (略)	附 則 (平成22年8月24日) 附 1. ~2. (略)
附 則 (平成28年12月20日) <u>二の審査基準は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用する。</u>	附 則 (平成26年1月27日) 附 1. ~2. (略)

中国運輸局公示第60号

## 公 示

「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について」  
(平成14年1月31日付け中国運輸局公示第194号) の一部を別添新旧表の  
とおり改正したので公示する。

平成28年12月20日

中国運輸局長 鵜沢 哲也

○「一般貨切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事業等の審査基準について（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第194号）」の一部改正に係る新旧表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
制定 平成14年 1月31日 中国運輸局公示第194号 改正 平成15年 7月1日 中国運輸局公示第1950号 改正 平成15年 3月28日 中国運輸局公示第198号 改正 平成16年 7月9日 中国運輸局公示第135号 改正 平成16年 4月28日 中国運輸局公示第18号 改正 平成17年 1月30日 中国運輸局公示第113号 改正 平成17年 4月29日 中国運輸局公示第74号 改正 平成18年 8月10日 中国運輸局公示第62号 改正 平成18年 6月30日 中国運輸局公示第44号 改正 平成19年 9月30日 中国運輸局公示第74号 改正 平成20年 1月31日 中国運輸局公示第47号 改正 平成21年 6月30日 中国運輸局公示第89号 改正 平成21年 9月30日 中国運輸局公示第40号 改正 平成25年 1月27日 中国運輸局公示第49号 改正 平成26年 1月17日 中国運輸局公示第40号 改正 平成26年 1月8日 中国運輸局公示第49号 改正 平成28年 1月20日 中国運輸局公示第60号	制定 平成14年 1月31日 中国運輸局公示第194号 改正 平成14年 7月1日 中国運輸局公示第1950号 改正 平成15年 3月28日 中国運輸局公示第198号 改正 平成15年 7月9日 中国運輸局公示第135号 改正 平成16年 4月28日 中国運輸局公示第18号 改正 平成16年 7月9日 中国運輸局公示第113号 改正 平成17年 1月30日 中国運輸局公示第74号 改正 平成17年 4月29日 中国運輸局公示第62号 改正 平成18年 8月10日 中国運輸局公示第44号 改正 平成18年 6月30日 中国運輸局公示第74号 改正 平成19年 9月30日 中国運輸局公示第47号 改正 平成20年 1月31日 中国運輸局公示第89号 改正 平成21年 6月30日 中国運輸局公示第40号 改正 平成25年 1月27日 中国運輸局公示第49号 改正 平成26年 1月17日 中国運輸局公示第40号 改正 平成26年 1月8日 中国運輸局公示第49号 改正 平成28年 1月20日 中国運輸局公示第60号
公示	一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事業等の審査基準について
	一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。
	平成14年1月31日
	中国運輸局長 中村 達朗
記	1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） (1)～(9)（略） (10) 法令遵守 ①、②（略） ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかななる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(ニ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。 (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般

乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以後に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となる事項が発生した當時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- (口) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となる事項が発生した事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任して在任せられた者を含む。)ではないこと。

(ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となる事項が発生した事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任して在任せられた者を含む。)ではないこと。

(二) 申請者等が、申請日前2年間に、法第40条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日までの間に法第38条第1項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止をした者が法人である場合における当該処分を行なった原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任せられた者を含む。)ではないこと。

二) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受けた原因となつた事項が発生した当時現に運行管理者であつた者であつて、申請日前5年間に法第23条の3規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

- (11) ~ (13) (略)

### 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

- (略) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するもので  
あること等法令遵守の点で問題のないこと。

(1) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するもので  
あること等法令遵守の点で問題のないこと。

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のように該当するもので  
あること等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び準特定期に限り申請日前3ヶ月間及び申請日以後に50日車以下の輸送施設の使用停  
止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者が法人である場合にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した事項が発生した当時現  
にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び準特定期に限り申請日前6ヶ月間又は使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者が法人である場合にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定期間ににおける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。	④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定期間ににおける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合には、申請日前にその命令された事項が改善されないこと。	⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてうこと。	⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。	⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。	3～8 . (略)
附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成14年7月1日) (略)	附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成14年7月1日) (略)	附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成14年7月1日) (略)	附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成15年3月28日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成16年7月9日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成16年7月9日) (略)
附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成17年4月28日) (略)	附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成18年1月30日) (略)	附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成17年4月28日) (略)	附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成17年4月28日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成18年1月30日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成18年1月30日) (略)
附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成19年8月10日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成20年6月30日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成18年9月29日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成19年8月10日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成20年6月30日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成19年9月30日) (略)
附 則 1 ~ 3 . (略) 附 則 (平成25年10月31日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成26年1月27日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成25年10月31日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成26年1月27日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成26年10月17日) (略)	附 則 1 ~ 2 . (略) 附 則 (平成26年10月17日) (略)

ではないこと。  
③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定期間ににおける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。  
④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定期間ににおける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合には、申請日前にその命令された事項が改善されないこと。

⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。  
⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。

⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)及び自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3～8 . (略)

附 則  
1 ~ 3 . (略)  
附 則 (平成14年7月1日)  
(略)

附 則  
1 ~ 3 . (略)  
附 則 (平成15年3月28日)  
(略)

附 則  
1 ~ 2 . (略)  
附 則 (平成16年7月9日)  
(略)

附 則  
1 ~ 3 . (略)  
附 則 (平成17年4月28日)  
(略)

附 則  
1 ~ 3 . (略)  
附 則 (平成18年1月30日)  
(略)

附 則  
1 ~ 2 . (略)  
附 則 (平成18年1月30日)  
(略)

附 則  
1 ~ 3 . (略)  
附 則 (平成19年8月10日)  
(略)

附 則  
1 ~ 2 . (略)  
附 則 (平成20年6月30日)  
(略)

附 則  
1 ~ 2 . (略)  
附 則 (平成19年9月30日)  
(略)

附 則  
1 ~ 3 . (略)  
附 則 (平成25年10月31日)  
(略)

附 則  
1 ~ 2 . (略)  
附 則 (平成26年1月27日)  
(略)

附 則  
1 ~ 2 . (略)  
附 則 (平成26年10月17日)  
(略)

附 則 (平成 28 年 11 月 8 日)  
附 則 (略)

この審査基準は、平成 28 年 12 月 20 日

附 則 (平成 28 年 11 月 8 日)  
附 則 (略)

附 則 (平成 28 年 11 月 8 日)  
附 則 (略)

附 則 (平成 28 年 11 月 8 日)  
附 則 (略)

中国運輸局公示第61号

## 公示

「特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準及び標準処理期間について」（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第195号）の一部を別添新旧表のとおり改正したので公示する。

平成28年12月20日

中国運輸局長 鵜沢 哲也

○「特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事業等の審査基準及び標準処理期間について（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第195号）」の一部改正に係る新旧表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>制定 平成14年 1月31日 中国運輸局公示第195号      改正 平成14年 7月1日 中国運輸局公示第51号      改正 平成16年 7月9日 中国運輸局公示第36号      改正 平成17年 4月28日 中国運輸局公示第14号      改正 平成19年 8月10日 中国運輸局公示第66号      改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第47号      改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第91号      改正 平成28年12月20日 中国運輸局公示第61号</p> <p>特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事業等の審査基準及び標準処理期間について</p> <p>特定旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準及び標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年1月31日</p>	<p>制定 平成14年 1月31日 中国運輸局公示第195号      改正 平成14年 7月1日 中国運輸局公示第51号      改正 平成16年 7月9日 中国運輸局公示第36号      改正 平成17年 4月28日 中国運輸局公示第14号      改正 平成19年 8月10日 中国運輸局公示第66号      改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第47号      改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第91号      改正 平成28年12月20日 中国運輸局公示第61号</p> <p>特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事業等の審査基準及び標準処理期間について</p> <p>特定旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準及び標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年1月31日</p>

記 記

1. (1) ~ (10) (略)  
 (11) 法令遵守
- 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)(以下「申請者等」という。)が、次の①～④のすべてに該当する等法令遵守の点で問題がないこと。
- ① 法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以後に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ②及び③ (略)
- ④ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消しを受けた原因となって、申請日前5年間に法が発生した当時現に運行管理者であった者であつて、申請日前5年間に法

(路)(12)

(略)

## 事業計画の変更の認可（法第43条第5項（法第15条準用））

- (略)  
事業規模の拡大となる申請については、申請者等が、以下のすべてに該当するものであることを法令遵守の点で問題ないこと。  
① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間又は申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。  
(1) (略)  
(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下すべてに該当するものであることを法令遵守の点で問題ないこと。  
① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間又は申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。  
(2) (略)

(四六)

則 (平成16年7月9日)  
(略)

大正二年十一月三日

時則(平成1年4月28日)  
1.~3.(略)

則(平成19年8月10日)  
1:~2:(略)

付 則 (平成20年6月30日) (略)

則(平成26年1月27日)

付則(平成28年12月20日)(略)

本番査定は、平成28年12月

2 事業計画の変更の認可（注第13条第5項）

（1）事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下すべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

（2）事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下すべてに該当する

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及  
び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた法人（当該処分を受けた者が法人である場合における場合は、その役員として在籍した者を含む。）ではないこと。  
②～⑦（略）

卷之三

附 則	1.	~2.	(略)
附 則	1.	~2.	(平成14年7月1日)
附 則	1.	~2.	(略)
附 則	1.	~2.	(平成16年7月9日)
附 則	1.	~2.	(略)
附 則	1.	~3.	(平成17年4月28日)
附 則	1.	~3.	(略)
附 則	1.	~2.	(平成19年8月10日)
附 則	1.	~2.	(略)
附 則	1.	~2.	(平成20年6月30日)
附 則	1.	~2.	(略)
附 則	1.	~2.	(平成26年1月27日)

本審査基準は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用する。